

本妙日臨上人の阿毘縁山行について

林 是 幹

「本妙日臨律師全集」に於て、編者の音馬氏は次の如く記している。(全集二八三頁)

「文政元年⁽¹⁾五月律師は二三の弟子を伴つて伯州日野郡阿毘縁⁽²⁾(あびれ)に下られた。當時の法要山阿毘縁の主は澄心院日淳上人で、夙に艸山に学び、学、徳円備の誉、当時山陰道を庄していたので、律師が宗門の崩潰を未然に防がんとせられた点で、意気投合したものであらうと思ふが、居ること僅かに半歳余にして又深草に帰つて来られた、其間の史実に就ては知ること能はぬを遺憾とする。」右に關し當時の解脱寺住職野村日運師は左の通り報じている。

「先師本妙律師は御在世中弊寺に半歳余り御滞留相成候事は古老の今に人口に噂灸する処に御座候。當時吾山十二代澄心院日淳師在住中にして、師亦艸山流の一人にして、当山の中興なると共に、三十年間の在職中寺門の經營に力を尽し、一方学徒を教養し、自らは五辛を禁め^(と)、律僧の名高く雲、伯二国の惠能字法縁頭たり、當時それよりもエライ人(俗に学、徳兼備の人)来られ居り、共に山内に檀林を設けんとて、三間に十一間の寮を新築せり。然るに突如として、右のエライ人去られし故、其儘話は中止に相成候由、村老の話に御座候。別紙の御経・本尊等の年次に依り察するに、文政元年秋頃より同二年春にかけて雪中越年なされしものと存候。(以上は大正五年七月十五日発行臨師書簡集第三版に増補せられしもの)

〔註〕

(1) 文政元年はAD一八一八年律師二十六歳

(2) 阿毘縁山、解脱寺現在鳥取県日野郡日南町阿毘縁六三五(昭和二十六年六月二十八日焼失)

創立、慶安三庚寅年十月十二日

開山、勅賜權律師通天院日感上人(身延二十七世境師の資と云う)

同寺の創立は同国米子町本教寺の住僧日要上人及び檀徒長尾善右衛門、桔梗屋小左衛門の三人力を尽せる結果成就せるものな

れば、善右衛門の法号日解、小左衛門の法号日脱を取りて、法要山解脱寺と名付けしものにして阿毘縁山とは通称なり

因に 同寺々史は「日蓮宗大観」大正七年八月刊三九一頁ニ在リ

旧身延末

野村日運師解脱寺第二十一世

昭和二十九年二月七日遷化 世寿七十七歳

同地に存する臨師の遺墨(野村日運師示教に依る)

一、円頓三部法華経要文抜抄 折本八葉而紺紙金泥也

文政元年八月 日筆とあり

二、弘安式本尊 縦二尺位 横尺二三寸位 三幅

文政開元戊寅冬十一月焚香加悞本妙拝写」の脇書あり

授与者 木下真耕

木下藤四郎

木下寅治郎

何れも解脱寺有力檀家

三、佐渡始願総婦命の本尊 三幅

長サ曲尺 四尺一寸五分

巾々 一尺九寸

文政元年十一月の書にして授与者名無し

四、小形本尊 二幅長サ曲尺 四寸五分
巾 三寸

一幅 文政元年九月吉祥日授与之幼童虎太郎者也

(所持者 野村師より祖山学院内臨師追慕会に贈ると在る)

一幅 文政元年九月吉辰授与之木村虎太郎者也

所持者 一 解脫寺檀家木村喜一郎所藏

五、宝塔 一基

解脫寺を距る五丁の通路峠通称馬背に立つ

右は臨師留錫中木下自然庵真耕が臨師の染筆を得て建立せるもの、竿方形塔、高サ曲尺六尺五寸

尚音馬氏編の律師全集二八四頁以下に阿毘縁下向に就ての恵正師の掛簡写真並に故稲田海素師の宗宝

調査に随行した故兜木正亨師が報告せる同村内の臨師現存遺物目録を掲げられているが今は略す

偕て臨師が文政元年五月過ぎ伯州へ下られたのであるが、何時迄同地に居られたのかに就いては、野村師は前記の如く越年されたとしているが、之はそうではなく越年はされなかつた様である。

「円頓三部法華経要文抜抄」の執筆年月日は末尾に「文政元年八月日」と署名があるので八月には既に阿毘縁に居られたことは明らかである。同年六月^(註)中上氏への書に、

先達而中御内談有之候通、当八月身延へ御参詣被成候や、若其節師範方へ御立よりも候はは、書状一通御達し可被下候、即ち岬山に認め置候、且師範方への不孝よろしく御申訳奉希候、兼て御談申候通り江戸並に下総の師範何れも厚恩を蒙り候事なれば、八幡山へ計りは下り申されず、江戸へは未だ出られ不申、是事よくよく御話し可被下候。(下略) (全集二六七頁)

とあり、「即ち岬山に認め置候」とは、一見伯州より書を寄せた如く見えるが、此書執筆当時は尚岬山に在って、既

に伯州行の機が熟したので特に書状の在所を艸山と指したものと、「置候」と既に認め済みであるが、此の書面と同時に艸山より長谷へ托送するには中上氏の身延参詣が未確定であることと、認めた書状は即ち「小生三度の書簡之中二通は相達し候事愁中之幸与可申候」と述べた第三書で恐らくは重要な法義乃至弁疏を含んだものであるが故に、軽々に托送も出来兼ねるため、長谷より身延へ参詣するには順路である艸山へ留めて置くと云う意であると考えられるものである。

而して阿毘縁退去の時期に就いては、同年冬と考えられる。文政元年暮に長谷中上氏への来書に、

野生名代乍ら潮光、潮音相下し候事は、霞谷の庵室来春正月十五日頃ならでは移り難く候、其間何分取込て煩敷候間年越相兼用事相弁度候て二人相下し申候、御世話之程御願申上候」云云

明けて二年正月、中上氏への書に、

青帝之吉慶千里同風日出度申籠候先以御地御信者中惣而御無為之条歡喜不斜候、先ハ野生事伯州不契ニ付、関東へ相下ル積リニ候処」とあり、上記二書は何れも艸山より発したもので、同年暮には再び艸山に帰ったことが明らかである。文中の不契とは何等かの事情に依り、同地に居住することが出来なくなったことをいう、その理由全く不明であるが、一つは阿毘縁の冬が師の健康に適せなかつたこともあるかと思う、相当の降雪地である。同地所在の御本尊の執筆が十一月と書してあることから推測すると、律師が同地退去の記念に授与したのではなからうかとも考える、斯くして師の同地留錫は約半歳であった。師がどうして阿毘縁の人となったのか、恐らく当時の艸山の風を慨された結果と思う、元政上人の遺風香薫既に薄れて、住む人としては世俗の名利に走り、遊戯雑談に日を明し暮す人のみ多き現状を苦々しく思い居りし際、学徳高き日淳上人を慕ひて茲に艸山を去ったのであろうか。日淳上人とはそも如何な

る人であつたか、

〔註〕 中上氏

臨師との関係等は音馬氏の律師全集二七六頁に掲げられている。即ち能勢に於ける臨師の外護者の随一であつて徳望高く、唯一の文字ある人として臨師の信頼厚く村内の消息の全ては同人に宛てられ、同人を通じて一切のことが村民信徒中へ伝達せられたと記している。

「日淳上人は澄心院と号し、名を惠能という、雲州松江の産にして、解脱寺第十世日政上人の弟子、寛政元巳酉年十一月廿九日、三十二歳にして入山、文政六年十一月十七日遷化、世寿六十六才、同山在職三十五ヶ年、中興開基である。

師生来靈資にして十一才肉兄と共に政師の門に投ず、肉兄病弱にして専ら読経唱題に勤めしが、二十三才にして化す、日淳師十二才にして一部通読し、四書五経にも通ず、政師之を愛し、師も亦自ら進んで遊学の志望切なるものあり、遂に十五才の春、笈を負うて西京に入る。出立に際して総代の木下真耕氏銀三貫を与え、尚爾後の学資を給せんと誓う、京に上り初め松ヶ崎に学び、他の学徒と見識学解を異にして、二ヶ年の後に深草の庠に入り、政公の風を慕い、学ぶ事十五年間の長期に及ぶも一度も帰省せず、政師自ら京に上りて連帰る、之れ木下真耕氏の切なる請に依るものなり。帰来後伯雲の二州を廻り、講学頭陀の行止むなし。天明五年読師日政上人松江慈雲寺に転住せらるるに随従して入り、同寺を本拠として私塾を開き、大いに青年小僧教育に努む、師日政上人は表面師跡なるを以て同寺へ転住すと雖も、内実は淳師が住職同様にして一切を処理す、当山政師の後に法弟日研上人十一代として出雲今市連紹寺より住職ありしも、在職僅かに五年、寛政元年九月米子感応寺へ転職ありしかば、後住として日淳師入山ありたり、

當時淳師同寺と慈雲寺とを兼職して往復す、木下真絆氏最も尊崇し、出雲今里円福寺（解脱寺縁寺）を中宿として木下氏同寺まで送迎せりと伝う、往復時駄馬に書籍を積みて常に怠らず、為めに現今解脱寺に慈雲寺名記入の三大部、草山集、外数種の書冊あり、又慈雲寺にも解脱寺の書冊あり、以てその篤学を見るべし、寺門経営としては十五間四面の本堂を發企すと云々」（以上野村日運師の示教に依る）

因みに日淳上人は臨師より三十六才の年長であつて、臨師が艸山に遊学した時は、既に淳師艸山を去つて約三十年後であつた。又臨師が阿毘縁に赴いた文政元年は淳師は六十一歳、臨師は二十六歳であつた、而して文政六年二師俱に遷化せられたのも宿縁深きを覚えるのである。

而して同地に於ける臨師の日常生活に就いては口碑以外に伝わらず、同地古老の間に伝わるものとしては、臨師は寒中積雪五六尺の中を歩み、後山の滝に打たれ、荒行をされたと云うことである。尚亦野村師の通信に依れば、日野郡史（一四四五頁）には田中智学氏の毒鼓殉教号等を引いて、臨師を以て不受不施を強調した人の如く記しているとの由である。日野郡史を見ないので詳細不明であるが、既に野村師亡きため、敢えて留めて参考とする次第である。

斯くして阿毘縁に於ける生活は、想像する如く師の肉体的理由に依るものか、或は亦他の原因に基くか分明にすることは出来ぬが僅か半歳程にして終つた。結果として短期内に終つたけれども、師の阿毘縁入山は一時的留錫の意図でなされたものではなく、出来得るならば長期に留まらんとせられたものであることは、前後の書簡等で充分推測される。故に文政元年再び艸山に帰つた當時の臨師は其儘艸山に暮す意志は全然無かつた。

「然ハ野生事伯州不契に付関東へ相下る積りにて候処、庵主達而留られ候ニ付艸山瑞光寺も余り静にも無之候間霞谷へ庵を立申候、是は則ち元政上人之閑居竹葉庵にて候、先かりに再興致し候、野納金子之所持は略用の余り金二兩

有之候処、艸山庵主、立本寺日延上人等之御助力にて五十兩程之普請夢の如く成就致候、是も仏祖之御計ひと難有奉存候、内外の諸道具等迄一切出来あがり、うつり候計りに候え共、寒氣にて壁ぬる事なり不申、待遠く日を送り申候

(文政二年正月長谷中上氏へ送る)

以上の如く、艸山庵主の熱心な引留めもあり、且は念願とする一切経の通読も果さないこともあり、茲に厭意して則庵建立の上再び艸山に於て勤学することとなつた。

文化十四年正月の書に「近隣の末庵へうつり度存候」(一四五頁)と報じてより滿二ケ年目に初めて希望が実現したのであつた。

〔註〕 立本寺日延上人

神妙院日延上人、立本寺四十四世天保七丙申年十二月十六日化、師字智然初紀州直川本惠寺六世。武州用地本立寺十五世、上総勝浦本行寺廿三世飯高城下谷中座、山科檀林百八十三世文講、從レ其瑞世干当山一焉、文化年中大阪巡説文化八年祀刹殿再建、文政元戊寅冬囑三千守玄道上山科秀典寺隱遁、世寿八十二歳逝(立本寺過去帳)

(紹介)

昨年立正大学 小野文班師が、大崎学報第一三二号(昭和五十四年三月発行)に

「本妙日臨律師の研究」その生涯について(一)を発表されているが、立派な発表では非臨師鑽仰者の一説をおすすめする次第である。

林 是 幹